

令和7年度補正予算 収益性向上対策 要望調査様式のガイダンス

機械導入事業の基本の考え方

「何のためにその機械装置を導入するのか」

これを収益性向上対策に当てはめると

「生産効率を上げて収益を上げるための〇〇〇をしたいので●●の機械が必要。」となります。
何がしたいからその機械を導入するのか、というストーリーを整理してから資料作りに取り掛かりましょう。



ダレでもわかる！

- ・ その農場でどのような飼養管理、飼料生産をしているのか、
- ・ その取組をするために、なぜ要望機械が必要なのがわかるように、情報を整理して記載してください。



要望書作成用データ（成果目標以外）の注意点

1. 「更新」とは

「更新」 **＝** 導入しようとする機械装置が、既存機械と同種のものであり、**同等の容量や機能等***である場合

※馬力増、作業幅増、タンク容量増、
シングル⇒ダブル、自動洗浄機能追加 **が必要！**

補助対象外

既存機械より**容量や機能等が向上し**、
その向上した機能等が効果的に発揮される場合

かつ、

その機械装置の活用により、生産コストの低減、畜産物の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出又は飼料自給率の向上を通じた**収益性の向上が図られる**場合

補助対象

要望書作成用データ（成果目標以外）の注意点

2. 既存の機械装置の有無及び「更新」ではないことの確認

機械装置購入の妥当性等の確認※11

既存の機械装置の有無確認 ※13	イ	イの回答	ロ	ロの回答	ハ	ハの回答
選択肢から選択	自動で表示されます	手引きを参照して具体的に 入力すること (100文字以内)	自動で表示されます	手引きを参照して具体的に 入力すること (100文字以内)	自動で表示されます	手引きを参照して具体的に 入力すること (100文字以内)

- 1：既存の機械装置がないことを協議会で確認した
- 2：既存の機械装置があるが、要望する機械装置は能力が向上したものである（既存の機械装置は破棄する）
- 3：既存の機械装置があるが、要望する機械装置は能力が向上したものである（既存の機械装置は併用する）
- 4：既存の機械装置があるが、要望する機械装置は増備（増設）するものである

- 2、3：能力向上の内容
- 3、4：併用・増備の理由
- 3、4：作業人員の確保

※2、3の『既存の機械装置があるが、要望する機械装置は能力が向上したものである』を選んだ場合は、既存機より要望機がどのように能力向上しているかについて、**出来る限り定量的にかつ、具体的に記載。**

※3の『既存機械装置は併用する』、4の『要望する機械装置は増備（増設）する』を選んだ場合は、**併用又は増備しなければならない理由（台数を増やす必要性）を明確に記載。**

※1の『既存の機械装置がないことを協議会で確認した』については、作業上必須の機械などについては、既存機械装置がなく、これまでどうやって作業をしていたのかを、照会時に確認させていただきます。

【そもそも、1～4の選定を間違っている取組主体が多く見られます！】

要望書作成用データ（成果目標以外）の注意点

3. 動力源の有無と一体的な要望の有無

※「動力源の有無」の選択漏れが目立ちます。

動力源（トラクター、ホイールローダー、スキッドステアローダー、シャベルローダー、フォークリフト）に取り付けて使用する機械装置を要望する場合は、動力源の有無について選択してください。

動力源の有無	機械装置価格、補助金等					一体的な要望の有無
	機械価格 A	消費税 B	計 (A+B)	補助率	補助金額 (A×1/2以 内)	
選択肢から選択、手引きを参照のこと	半角で入力	半角で 入力	自動で入力 されます		自動で入力 されます	選択肢から 選択、手引 きを参照の こと

※「動力源の有無」において、『1：「動力源」は一体的に要望している』を選んでいるのにも関わらず、「一体的な要望の有無」において、『無し』となっている場合があります。

優先順位の何番と一体的導入として要望するか記載を忘れないようにしてください（『x位と一体』を選択して記載）。

- 1：「動力源」は一体的に要望している
- 2：「動力源」は自己資金で導入した機械装置を使用する
- 3：「動力源」は過年度の機械導入事業で導入した機械装置を使用する

要望書作成用データ（成果目標以外）の注意点

4. 成果目標の達成状況

過去の年度で未達成になっていたものが、令和7年7月末の報告までに達成した、もしくは、令和8年7月末の報告で達成することが確実な場合は、●（黒丸）で出すようにしてください。

成果目標の達成状況（収益性向上対策） ※20

(H28)年度 導入	(H29)年度 導入	(H30)年度 導入	(R1)年度 導入	(R2)年度 導入	(R3)年度 導入	(R4)年度 導入	(R5)年度 導入	(R6)年度 導入
選択肢から選択								
-	-	-	-	-	-	-	-	-

※項目の年度は「配分された年度」ではなく、「当該機械装置を導入した年度」です

-	<ul style="list-style-type: none"> 過去に機械導入事業を実施した際の成果目標の達成状況を選択
○	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度に機械装置を導入していない場合は「-」を選択 初回の成果報告で達成していると報告した場合は「○」を選択
●	<ul style="list-style-type: none"> <u>2回目以降の報告（再報告）で達成していると報告した場合は「●」を選択</u> 令和7年度の実績まで未達成の場合は「×」を選択
×	<ul style="list-style-type: none"> ※当該年度に複数の機械装置を導入した場合で、1つでも未達成の機械装置があった場合は、「×」を選択

要望書作成用データ（成果目標以外）の注意点

5. 成果目標の未達成者の要望

本事業を活用し、平成28年度から令和5年度に機械を導入した取組主体について、成果目標が未達成の場合は、令和8年度の事業参加要望を受付しません。

このため、各都道府県は、事業参加要望に係る都道府県との協議において成果目標の達成状況を確認いただき、未達成の場合は要望しないよう畜産クラスター協議会に意見表明をお願いします。

ただし、次の場合は、事業参加要望を受付することとします。

(1) 令和8年度の報告で確実に成果目標の達成が見込まれると都道府県が確認した場合

(2) 都道府県の指導により改善が見込まれ、都道府県知事が特に必要があると認め、指導を継続する場合

注1：手続きの遅れによって成果目標が十分に検証できていない場合についても、成果目標が未達成の場合と同じ扱いとする。

注2：(2)は、対外的な説明責任を含め、都道府県知事が成果目標の達成まで責任をもって指導を継続する旨の特認通知が必要。

注3：本件の対応に当たり、都道府県は各都道府県畜産協会と連携して対応願います。

各都道府県畜産協会は畜産クラスター協議会に対し、過去の成果目標の達成状況を確認の上、要望するよう指導願います。

【(2)成果目標が未達成の場合で、知事特認を受ける場合】

知事特認を受けたい場合は、要望の締切前までに（**早めに**）、都道府県を通じて、以下を記したものを提出の上、**農林水産省に事前協議**してください。

- ① 協議会名、取組主体名
- ② 未達成の機械の要望年度及び枠
- ③ 未達成の機械と導入年度
- ④ 当該成果目標の現状値（年度）、目標値（年度）、実績値
- ⑤ 未達成の要因
- ⑥ 達成に向けての対策、改善手法（協議会のみならず、都道府県の指導も含む）
- ⑦ ⑥等を踏まえての県の判断（都道府県で知事特認を認めても良いとした理由を記載）

※公文書不要。

※様式問わず。

※一般枠も

都道府県→農政局→企画課
で提出。

要望書作成用データ（成果目標以外）の注意点

6. 施設整備との一体性

竣工時期（供用開始時期）が、令和9年3月までのものではないと要望できません！

施設整備との一体性※5	
活用事業	整備時期・内容
選択肢から選択	手引きを参照して具体的に 入力すること

【「整備時期・内容」の記載】

- ①整備時期としては、
『令和9年3月竣工（供用開始）』というように、
竣工時期の記載であることがわかるように明記。
（『R9年3月竣工』でも可。）

注1：『令和9年3月**整備**』の記載では、整備開始とも読めるので、
竣工もしくは**供用開始**で記載。

注2：整備時期は、施工業者等との契約で竣工時期が示されているなど、
具体的な整備計画に基づき記載。

- ②整備内容としては、
何を（畜舎、堆肥舎等）どうする（新築、増改築等）のか
について、具体的に記載。
また、要望する機械装置との関連性がわかるように記載。

要望書作成用データ（成果目標以外）の注意点

7. 昨年度からの変更点に関する備考欄への記載

(1) 成果目標は、年度（4～3月）の設定のみならず、年次（1～12月）でも設定可。

【要望書作成用データの備考欄に明記が必要な項目】

年度もしくは年次のどちらで設定したかを明記。

(2) 畜産・酪農関係機械に要する動力源の追加

これまで、ホイルローダー等※の動力限については、作業用途毎に限定。

※ホイルローダー、ショベルローダー、スキッドステアローダー
テレハンドラー、フォークリフト

畜産・酪農
の作業範囲
で活用可能

令和7年度補正予算から、「畜産・酪農関係機械に要する動力源」の1区分に集約

【要望書作成用データの備考欄に明記が必要な項目】

- ①主な使途、装着するアタッチメント（バケット含む）
- ②カプラの同時導入の要望とその必要性
（複数のアタッチメントを取り付ける場合のみカプラ導入可（既存のアタッチメントでも可））
- ③ホイルローダー（バケット付き）の要望の場合の主な使途（バケットの必要性）

※ホイルローダーの要望は、以下のどちらかを選択。

バケットでの作業が不要な場合は、対象機械装置の「ホイルローダー（バケットなし）」

バケットを作業で使う場合は、対象機械装置の「ホイルローダー（バケット付き）」

ただし、バケットの必要性が明確ではない場合は、
過剰投資と見なし「ホイルローダー（バケットなし）」に変更していただくこととなる。

成果目標の設定についての要望書作成用データの注意点

1. 成果目標の設定に関する要望審査での照会が多い点について

- ・ 成果目標の増加（削減）率を機械的に5%もしくは8%に設定し、増加（削減）率から割り戻し計算をした数値を目標値にしている。
- ・ 増加率が高すぎる。
- ・ （増加率が5%、8%ではないものの）数字の根拠が不明。
- ・ 単価等が現状値と目標値で異なるが根拠がない。

⇒照会時に目標値の根拠を確認し、**算出根拠（算出式含む）が明示されないなど明確な説明がなされない場合は、要望を受け付けることができません。**

※事業参加申請時に確認するものもあります。

- ・ 計算間違いのほか、計算式の誤り、桁数の誤りが散見される。

⇒**成果目標は要望の判断に係わるため、誤りがないように！**

- ・ 目標値の年度が間違っている（令和10年度、13年度など）。

⇒**目標値は令和9年度で算出してください。**

成果目標は、

- **導入後の計画を十分に検討した上で設定すること！**
- **具体的な根拠をもとに、現状値から目標値を算出すること！**

成果目標の設定についての要望書作成用データの注意点

2. 単位頭羽数当たりの販売額の増加に関する注意事項

(1) 販売単価

販売単価は成果目標を設定する時点で見通すことが難しいため、**現状値と目標値の単価は同額で設定することが基本**と考えます。

ただし、現状値と目標値の単価が異なる理由が明確で合理的な場合は、現状値と目標値が異なる可能性も否定しません。

その場合は、**要望調査時に現状値と目標値の単価が異なる理由（積算根拠含む）を整理したもの**を要望書作成用データに記載してください。

(2) 堆肥及び加工品の販売額

堆肥の販売額や6次化による加工品の販売額の根拠資料としては、**販売先との契約等において目標年度の価格（販売単価）が示されているもの（契約書等）を基本**とします。

契約書等が出せない場合は、現在の契約状況（販売先、販売単価、数量等）及び、目標時点での契約予定（予定販売先、予定販売単価、予定数量、現在との変更点等の契約予定の根拠）の記載をした**「販売計画」を作成の上、要望調査時に提出**いただき、妥当な根拠であるかを確認します。

成果目標の設定についての要望書作成用データの注意点

(3) “単位頭羽数当たり”の販売額

本年度から「販売額の増加」については、「単位頭羽数当たりの販売額の増加」となり、増頭すれば販売額が増加するわけではなく、**生産効率を上げて、“単位頭羽数当たりの”販売額を増加させる必要。**

現状値①と目標値①（年間出荷数量及び年間販売頭数・量）が異なる場合及び販売単価が異なる場合は、**全ての畜種**において、『目標値の出荷（販売）数量（頭数）・単価等が現状値と異なる場合』に記載。

目標値の出荷(販売)数量(頭数)・単価等が現状値と異なる場合	
目標値の出荷(販売)数量(頭数)・単価等が現状値と異なる場合は、その①根拠とした資料名、②根拠とした内容を記入	根拠資料の確認・保管について
手引きを参照して具体的に入力すること(300文字以内)	選択肢から選択

↓

根拠とした資料名、根拠とした内容を記載

↓

協議会で確認して目標値を設定した。
当該資料は協議会で保管済

- ✓ 書ききれない場合は、指定の様式（様式口）にて提出してください。
- ✓ 算出式が複雑な場合は、Excelファイルにて作成し、提出してください。
- ✓ 記載の際は、現状値①と目標値①の差、現状の販売単価と目標の販売単価の差について、何を参考にして、どういう算出式で算出したかを明確に記載ください。

成果目標の設定についての要望書作成用データの注意点

(4) 『目標値の出荷（販売）数量（頭数）・単価等が現状値と異なる場合』の記載例

要望書作成用データに記載

(算出式が短い場合は、この中に記載)

目標値の出荷（販売）数量（頭数）・単価等が現状値と異なる場合は、その①根拠とした資料名、②根拠とした内容を記入

①根拠資料：

豚〇〇（品種名）カタログの3P
飼養管理計画（現状から目標年度まで）

②根拠とした内容：

自動給餌機の導入により、省力化を図り、管理の時間を多くすることで、多産系の種豚の導入においても事故率を同程度に抑える。また、現状、哺乳開始頭数が11頭のところ、多産系の〇〇は15頭（カタログより）となり、母豚1頭当たりの出荷頭数の増加及び販売額の増加を見込む。
(詳細は様式口に記載)



様式口（算出式を記載）

(算出式が長い場合は、様式口に算出式を記載)

【現状】

- ①母豚数 130頭
- ①分娩 272回 (2.0回転)
- ②哺乳開始頭数 3,000頭 (1腹当たり11頭(②÷①))
- ③事故率25.0%
- ④年間出荷頭数 2,250頭 (②×(1-③))
- ⑤出荷単価 21,000円/頭
- ⑥販売総額 47,250,000円 (④×⑤)
- ⑦母豚1頭当たり販売額 363,461.5円/頭 (⑥÷①)

【目標】

- ①母豚数 130頭 (うち50頭多産系統)
- ①分娩 272回 (2.0回転)
- ②哺乳開始頭数3,260頭
 - ・現在系統 1,760頭 (80頭×11頭×2.0回転)
 - ・多産系統 1,500頭 (50頭×15頭※×2.0回転)※カタログより
- ③事故率25.0%
- ④年間出荷頭数 2,445頭 (②×(1-③))
- ⑤出荷単価21,000円/頭
- ⑥販売総額51,345,000円 (④×⑤)
- ⑦母豚1頭当たり販売額 394,961.5円/頭 (⑥÷①)

【増加率】

$$8.7\% \left(\left(\text{目標⑦} - \text{現状⑦} \right) \div \text{現状⑦} \right) \times 100$$

<このほかの根拠例>

- ・牧草収穫を適期にする⇒栄養価UP⇒個体乳量の増加
(根拠資料：日本飼養標準、検定成績表、牛群名簿、販売実績)
- ・送風装置による暑熱対策⇒枝肉重量増加⇒販売額の増加
(根拠資料：『文献名』〇氏(2020)、販売実績)
- ・発情発見率を上げる⇒分娩間隔短縮⇒出荷頭数の増加
(根拠資料：繁殖台帳、販売実績、『文献名』〇氏(2020))

成果目標の設定についての要望書作成用データの注意点

3. 生産コストの削減に関する注意事項

(1) 労働費の削減

労働費については、導入機械に係る作業のみでの算出ではなく、**総労働費で算出**。
全ての畜種において「目標値の出荷（販売）数量（頭数）・単価等が現状値と異なる場合」に、
総労働費になっていることが分かるように算出式を記載。

目標値の出荷(販売)数量(頭数)・単価等が現状値と異なる場合	
目標値の出荷(販売)数量(頭数)・単価等が現状値と異なる場合は、その根拠とした資料名、②根拠とした内容を記入	根拠資料の確認・保管について
手引きを参照して具体的に入力すること(300文字以内)	選択肢から選択
↓	↓
根拠とした資料名、 根拠とした内容 (総労働費の算出式) を記載	選択不要

- ✓ 書ききれない場合は、指定の様式（様式口）にて提出してください。
- ✓ 算出式が複雑な場合は、Excelファイルにて作成し、提出してください。
- ✓ 記載の際は、総労働費について、**どういう算出式で算出したか**を明確に記載ください。
(根拠資料は不要)

(2) 労働費の削減以外・・・事業参加申請時に目標値の算出根拠を確認。

成果目標の設定についての要望書作成用データの注意点

4. 農業所得・営業利益の増加に関する注意事項

- ・「農業所得又は営業利益の増加」は、事業参加申請時に目標値の算出根拠を確認。
- ・本事業は畜産の収益性の向上を目的としており、農業所得や営業利益については、**畜産での収益性向上が図られている必要**。
⇒農業所得及び営業利益の根拠資料については、「畜産」と「畜産以外の農業」を分けて記載。
- ・**畜産部門（飼料生産含む）以外の農業部門での増加による目標値の設定は不可。**

成果目標の種類として「農業所得の5%(8%)以上の増加」を選択した場合の根拠資料 <<様式例>>

取組主体名：		現状値 (令和 年度)		目標値 (令和 年度)	
収入			畜産部門	畜産以外の農業部門 (〇〇〇)	
①農業・畜産部門収入額					
畜産	主産物 (〇〇〇〇)				
	副産物 (〇〇〇、〇〇〇)				
畜産以外の農業					
②農業・畜産に関する雑収入額					
③収入額合計 (①+②)					

成果目標の設定についての要望書作成用データの注意点

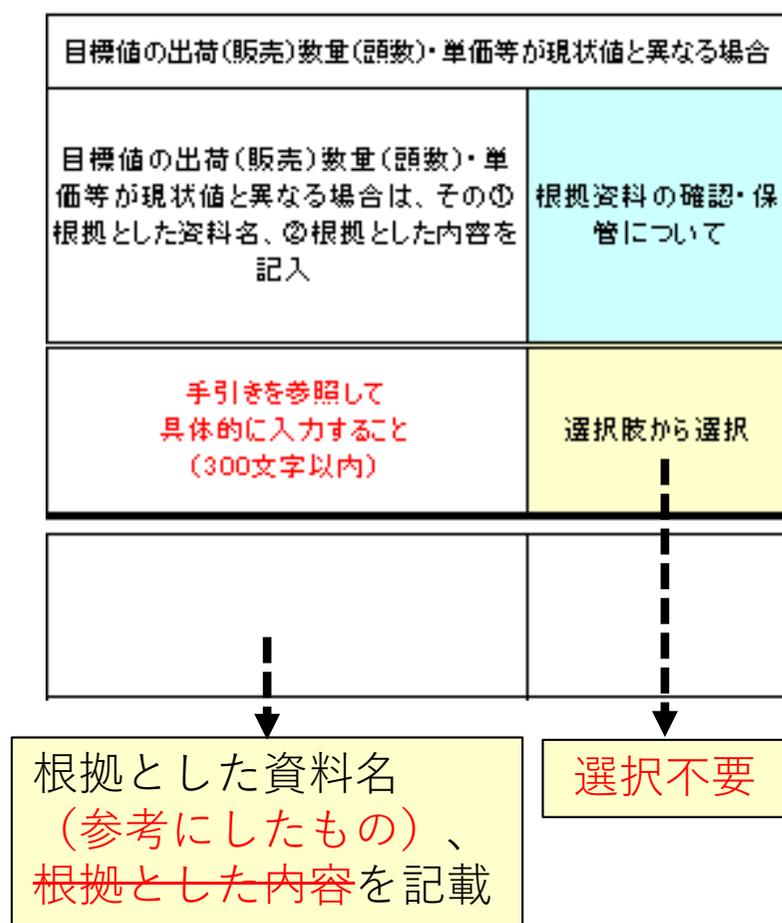
5. 自給飼料収穫量の増加に関する注意事項

- ・「自給飼料収穫量の増加」は、事業参加申請時に目標値の算出根拠を確認。
- ・自己所有地以外で作付面積を拡大する計画は、事業参加申請時に、**増加する面積の具体的な契約や覚書等**の根拠が必要。
(飼料増産優先枠でも同じ)

6. 新規就農の場合

(単位頭羽数当たりの販売額の増)

目標値の設定に際して、地域の販売価格などの参考にしたものを、「目標値の出荷(販売)数量(頭数)・単価等が現状値と異なる場合」に記載。



機械導入事業における事業の流れと留意点(リース方式)

配分後速やかに参加申請を!

要望調査

配分

参加申請

参加承認

契約後
発注

機械導入

実績報告 (協議会・取組主体)
支払請求 (リース事業者)

補助金
支払

成果報告

※要望書やクラスター計画等を確認し、目的や要件に合った要望内容であるかなど不明な場合は、複数回照会させていただきます。

※申請書等を確認し、不明な場合は、複数回照会させていただきます。

**承認後速やかにリース契約を!
リース契約後、リース事業者から発注を!**

※原則、承認から1ヵ月以内

導入後速やかに報告・請求を!

※原則、導入後1ヵ月以内

**成果報告を
忘れない!**

※導入の翌々年度の7月末

注：機械導入後、財産処分制限期間内に取組主体の変更等が生じた場合は、財産処分手続きが必要です。
(目的外使用などによっては、補助金返還になる場合もあります。)